

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会火薬小委員会
産業火薬保安WG・煙火保安WG 第9回合同WG
議事要旨

日時：令和元年12月11日（水曜日）10時00分～12時00分

場所：経済産業省 別館2階238共用会議室

出席者

新井（充）座長、三宅座長、新井（進）委員、飯田委員、河野委員、岳川委員、川崎委員、関委員、中山委員、日吉委員、松尾委員

議題

- （1）火薬類の技術基準等の見直しについて
- （2）今年度実施した施策について
 - ①火薬類取締法の改正について
 - ②火薬類取締法施行規則の改正について
- （3）その他

議事概要

（1）火薬類の技術基準等の見直しについて

（委員）

第三者機関による評価結果を、例示基準の改正案としての提案するスキームについて、申請者が非公開を選択する場合は、提案を行わないこととするということだが、例示基準は広く使えることが望ましい。

（事務局）

例示基準を追加して広く使えるようにしたいと考えているが、先行者である企業の秘匿情報の保護や、要した費用を考慮した対応を考えている。

（委員）

第三者機関とは、何を要件として位置づけることを考えているか。

（事務局）

基本的に、分野に応じた有識者を集めることができ、秘匿情報を適切に扱うことができることが要件と考える。許可権者である都道府県等に、その評価機関の適正も含めて評価をしてもらうことになるかと考える。

(委員)

限られた標準処理期間で都道府県等が評価できるような枠組みを示してもらいたい。

(事務局)

可能な範囲でお示ししたい。

(委員)

評価機関は、国が指定するのではないのか。

(事務局)

法令上の規定がないので、国が指定することは考えていない。

(委員)

努力義務規定について、「できるだけ～する」の規定を残すということだが、責任の所在が明らかになるよう、しっかりと線引きするべきでないか。

(事務局)

基本的には、事業者の説明責任がある。その上で、設備の許可や危害予防規程の認可の際に行政が妥当性を確認することとなり、また、取扱いに係る基準については保安検査において確認されることになると考える。

(委員)

国がある程度ガイドラインを出すのであればよいが、都道府県によって対応に差が出るなどの懸念がある。

(事務局)

例示基準に残るものはその中で対応していきたい。その他は、「できるだけ～する」「～に努めること」との表現で安全上問題がないと考えているもの。

(委員)

暖房装置に用いる冷媒のフロン対策や、運搬車に用いるリチウム電池の危険性への対応は考えているか。

(事務局)

必要に応じて、検討したい。

(委員)

土堤の被覆方法について、高強度の化学繊維布製型枠とあるが、どのような性質のものか。また、セメントモルタルに限定するのはなぜか。

(事務局)

現行の基準では、土堤の堤面の被覆についてセメントモルタルを認めており、布製型枠についてもセメントモルタルに限定して認めるもの。セメントモルタルを圧入する際の圧力に耐えるため、ある程度の強度が求められると考える。

(2) 今年度実施した施策について

特になし。

(3) その他

特になし。

お問合せ先

産業保安グループ 鉾山・火薬類監理官付

電話：03-3501-1870

FAX：03-3501-6565